

大津市議会ミッションロードマップ2019

～令和2年度 検証・評価結果～

令和3年3月

大津市議会

1 令和2年度テーマと評価結果（自己評価）について

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が令和2年1月、国内で感染者が確認されて以降、4月には国において緊急事態宣言が発出されるなど、数次にわたり感染拡大・まん延期や小康期を繰り返しており、本年1月には、国内で2度目の緊急事態宣言が発出された。

大津市においては、4月11日に市職員の感染が確認され、計11名のクラスター事案が発生するなど、市業務において、業務継続計画の第3段階へ移行するとともに、通常業務の縮小・休止等、優先度の高い業務に人員を集中することとなった。また、感染拡大防止の観点から、4月25日から5月6日まで、市役所本庁舎を閉鎖する事態となった。さらに、5月末まで、2交替制勤務が実施された（市の業務継続計画は12月1日に改定されている）。

市議会においては、3月5日に市内で初の感染者が確認されて以降、傍聴者対応をはじめ、5月の召集会議に向け、感染拡大防止に係る議会対応について、適時協議を行い、対応を進めてきた。ミッションロードマップに関する決定事項は以下のとおり。

令和2年4月24日開催の議会運営委員会

- 「議会運営委員会においては、通常会議に関する必要な協議のみとし、議会における行政評価など、議会改革関連の協議は当面の間行わない。」
- 「議会広報広聴委員会においては、原則として、議会だよりの編集に関して必要なことのみ協議することとし、その他の広報・広聴に関連する確認事項、議会改革関連の協議は当面行わない。」
- 「政策検討会議について、ミッションロードマップの実行テーマを含め、当面の間は開催しない。」

令和2年5月26日開催の議会運営委員会

- 「既に設置されている政策検討会議は、当面開催しない。」
- 「感染症に係る議会BCPの見直し」を検討項目とする政策検討会議の設置

令和2年7月2日開催の議会運営委員会

- 「前日に市内で感染者が確認されたことから、議会における新型コロナウイルス感染症対策の見直しは、現時点では行わない。見直しを行うタイミングは、正副委員長に一任。」

本市においては、令和2年4月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染拡大防止の観点から業務内容の縮小等を実施したこと、また、感染症に対応できる議会BCPの見直しを最優先事項とした。ミッションロードマップ2019に掲げた実行テーマについては、こうした状況や上記決定事項により、協議のための政策検討会議等の開催を見送ったことから、今年度の実行テーマはほぼ未着手となった。

(1) 公文書管理のあり方 ⇒ 未着手・継続

テーマ	公文書管理のあり方				
工程	令和元年度（後半）から令和3年度（前半）				
進捗状況・実績	政策検討会議を設置し、協議中（令和2年度は開催なし）。				
評価結果	未着手 （令和2年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	継続				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	<p>令和元年度：問題解決手法・手段を検討するため、課題の抽出作業を進めている。また、全議員を対象に、学識経験者の意見を聴取するなど、情報の共有を図った。</p> <p>令和2年度：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、政策検討会議の開催が見送られた。</p>				

(2) 若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり ⇒ 未着手・継続

テーマ	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり				
工程	令和元年度（後半）から令和4年度まで				
進捗状況・実績	政策検討会議を設置し、協議中（令和2年度は開催なし）。				
評価結果	未着手 （令和2年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	継続				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	<p>令和元年度：課題分析を行なうとともに、4年後の結果測定ができる具体的な取組についても検討を進めている。</p> <p>令和2年度：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、政策検討会議の開催が見送られた。</p>				

(3) 広報のあり方検証 ⇒ 一部目標達成・継続

テーマ	広報のあり方検証				
工程	令和元年度（後半）から令和2年度まで				
進捗状況・実績	<p>広報のあり方検証に係る調査事業費の確保及び（仮称）広報ビジョン策定に向けた支援事業所の選定を行った。</p> <p>議会広報広聴委員会で、（仮称）広報ビジョン策定後までの取組内容に拡充するため、工程の変更について協議・決定。</p>				
評価結果	一部目標達成 （令和2年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	継続				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	<p>令和元年度：議会局による調査結果も参考に、議会だよりを中心とした大津市議会における議会広報全般のあり方について、令和2年度から議会広報広聴委員会にて議論を開始予定。</p> <p>令和2年度：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、議会広報広聴委員会では、当該案件の議論は行われなかったが、議会局において来年度に向けた諸準備を進めた。また、令和3年2月開催の当該委員会で、工程を令和4年度までとすることが確認された。</p>				

(4) 政策形成過程における市民意見の反映 ⇒ 未着手・継続

テーマ	政策形成過程における市民意見の反映				
工程	令和元年度（後半）から令和3年度（前半）				
進捗状況・実績	議会運営委員会において協議し、市政課題広聴会制度を構築。				
評価結果	未着手 （令和2年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	継続				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	<p>令和元年度：市政の重要課題や執行部の策定する計画等に関し、市民等の意見を広く聴取するための会議を設置するとともに、会議の開催手続き等を定めた。引き続き、他の方策についても検討を行っていく。</p> <p>令和2年度：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、議論が見送られた。</p>				

(5) 委員会のインターネット中継・聴覚障害者用モニターの設置導入 ⇒ 目標達成・継続

テーマ	委員会のインターネット中継・聴覚障害者用モニターの設置導入				
工程	令和元年度（後半）から令和4年度（前半）まで				
進捗状況・実績	聴覚障害者用モニターの機種選定及び新年度予算の確保ができた。				
評価結果	目標達成 （令和2年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	継続				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	<p>令和元年度：議会局による先進地視察や事例調査等の結果に基づき、本市における導入に向けた課題を抽出し、整理している。</p> <p>令和2年度から議会運営委員会にて、導入に向けた本格検討を開始の予定。</p> <p>令和2年度：議会運営委員会において、聴覚障害者用モニター設置に係る手法及び機器等を決定し、令和3年度の設置に向け、予算を確保した。委員会のインターネット中継の導入に向けては、議会局において調査研究を進めた。</p>				

(6) 議員提案条例や議会からの提案内容の検証手法構築 ⇒ 未着手・継続

テーマ	議員提案条例や議会からの提案内容の検証手法構築				
工程	令和2年度				
進捗状況・実績	なし				
評価結果	未着手 （令和2年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	継続				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	令和2年度：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、政策検討会議の設置が見送られた。				

2 令和3年度のテーマの確認について

(1) 継続テーマ

次のテーマについて、引き続き協議を行う。

- ・ 公文書管理のあり方
- ・ 若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり
- ・ 広報のあり方検証
- ・ 政策形成過程における市民意見の反映
- ・ 委員会のインターネット中継・聴覚障害者用モニターの設置導入

(2) 持ち越しテーマ

令和2年度の検討テーマであった、次のテーマについて協議を行う。

- ・ 議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法構築

(3) 新規テーマ

当初の計画通り、次のテーマについて協議を行う。

- ・ 歯と口腔の健康づくり（令和3・4年度）
- ・ 議会活動評価制度の見直し（令和3年度）

3 全テーマと全工程の確認について

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対応として、「政策検討会議の設置や開催しない」、「議会改革関連の協議は当面の間行わない」との決定により、以下の工程を延長又は見直す。

「公文書管理のあり方」の工程を、令和4年度（前半）までの1年間延長する。

「広報のあり方検証」の工程を、令和4年度までの2年間延長する。

「政策形成過程における市民意見の反映」の工程を、令和4年度（前半）までの1年間延長する。

「議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法構築」の工程を、令和3年度に見直す。

その他は、当初の計画通り進める。

見直し後のロードマップの実行テーマ 全体工程表

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
政策立案	公文書管理のあり方			
	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり			
				歯と口腔の健康づくり
議会改革	広報のあり方検証			
				議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法構築
	政策形成過程における市民意見の反映			
	委員会インターネット中継導入、聴覚障害者用モニターの設置			
			議会活動評価制度の見直し	議会活動の評価

※赤色枠：政策検討会議、黒色枠：議会運営委員会・広報広聴委員会

参 考 资 料

【ロードマップ2019の実行テーマ 全体工程表】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
政策立案		公文書管理のあり方		
			歯と口腔の健康づくり	
		若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり		
議会改革	広報のあり方検証			
		議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法構築		
	政策形成過程における市民意見の反映			
	委員会インターネット中継導入、聴覚障害者用モニターの設置			
			議会活動評価制度の見直し	議会活動の評価

※赤色枠：政策検討会議、黒色枠：議会運営委員会・広報広聴委員会

〈ロードマップの実行テーマ 詳細〉

大分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例
				令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
				前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
政策立案	公文書管理のあり方	<p>市の諸活動の記録である公文書は、市民共有の知的財産であり、市民が主体的に利用し得るものである。</p> <p>公文書の適正な管理や利用等により、市政が適正かつ効率的に運用されるようになるとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動が現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようになることを目的とするもの</p>	政									第4条 第17条
	歯と口腔の健康づくり	<p>歯及び口腔の健康が、生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことができないものとなっている。</p> <p>歯及び口腔の健康を生涯にわたり守ることにより、市民の生活の質の向上や健康寿命の延伸を目指すことを目的とするもの</p>	政									第4条 第17条

大分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例
				令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
				前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり	前期において、投票率向上のための提言や議会が主体的に取り組む主権者教育について実践してきた。引き続き、若者の議会・政治への関心を高めるための方策を議会として検討、実践していくとともに、特に若年有権者の声を市政に反映させる仕組みについて検討するもの	政									第4条 第17条
議会改革	広報のあり方検証	市民に開かれた議会を実現するため、これまでからも議会だよりやインターネットなど多様な媒体を活用してきた。さらに議会への市民の関心が高まるよう掲載内容の見直しや新たな媒体の活用等について検討するもの	広 十 局									第5条 第15条 第21条
	政策形成過程における市民意見の反映	市民に開かれた議会を実現するため、これまでから職能団体等との連携強化や請願者から直接趣旨説明を聴く機会の確保に努めてきた。更なる市民福祉の向上を目指し、議会からの政策立案する過程において市民の意見が反映できる仕組みについて検討するもの	議 十 局									第14条 第21条

大 分 類	テーマ（項目）	取組内容	実施 機関	工程								議会基本 条例	
				令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度			
				前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半		
	議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法構築	条例制定や提言後、一定期間経過した案件について、内容や執行機関での取り組み等を検証し、必要な措置を講ずる仕組みの構築を図るもの	政										第4条 第5条 第21条
	委員会へのインターネット中継の導入 議場傍聴席への聴覚障害者用モニターの導入	市民に開かれた議会、聴覚障害者に配慮した議会の実現及びAI技術の活用を図るもの	議 十 局										第4条 第5条 第21条
	議会活動評価制度の見直し	前期の外部有識者による評価・検証において、「可能なかぎり指標化するなどの改善と工夫が必要」との指摘を受けており、議会改革を持続可能なものとするため、評価制度について見直しを図るもの	議 十 局										第5条 第21条
	議会活動の評価	前期において、議会の見える化の推進、議員活動の活性化を目的に議会活動について評価・検証を行った。議会改革を持続可能なものとするため、新たな評価制度に基づき、評価・検証を実施するもの	議 十 局										第5条 第21条

※政 → 政策検討会議・・・ 議会から条例などの政策提案に関する協議を行うために設置された会議

議 → 議会運営委員会・・・ 議案や議会運営などに関する事項について、調査や審査を行うために設置された委員会

広 → 広報広聴委員会・・・ 議会広報紙の編集、発行及び議会広聴に関する協議を行うために設置された委員会

局 → 議会局 ・ ・ ・ ・ ・ 地方自治法に基づき、議会に関する事務などを処理するために設置された事務局

※議会運営及び広報広聴に係るテーマに係る工程の詳細などは、それぞれの実施機関で決定します。

大津市議会ミッションロードマップ2019の進行管理について

(1) 進行管理の機関

ロードマップの進行管理（当該ロードマップ策定時には想定しなかった重要又は緊急の事態が生じた場合における、当該重要又は緊急の事態の取扱いに係る運用を含む。以下同じ。）は、議会運営委員会で行います。

(2) 進行管理の実施時期

ロードマップの進行管理は、原則として毎年1回、3月に実施します。ただし、議会運営委員会が必要と判断した場合は、この限りではありません。

(3) 進行管理の手法

進行管理は、当該年度に実施しているテーマ（項目）の進捗状況を検証し、次年度以降のテーマの確認（テーマの変更、取扱順位及び工程の変更を含む。）を行います。

(4) 外部視点からの議会活動の評価

最終年度においては、4年間の成果を外部からの視点も取り入れて客観的・総合的に評価・検証し、次期議員任期における議会活動に活用します。